

敬愛大学環境情報研究所規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、敬愛大学学則第47条第2項に基づき、敬愛大学環境情報研究所（以下「研究所」という）に関する必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 研究所は、環境およびそれに関する分野の研究・調査、情報の収集・処理、ならびに環境・情報教育ならびにその発展に寄与することを目的とする。この場合、環境とは、単に生態学的研究にとどまらず教育的・社会的環境をも包摂するものとする。

(事業内容)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するために次の各項に掲げる事業を行う。

1. 個人研究および共同研究への助成
2. 研究所の企画による研究および調査
3. 研究会・講演会・公開講座・講習会等の開催
4. 図書および資料の収集整理
5. 研究所紀要・年報・双書等の刊行
6. 委託研究の受託および実施
7. 内外の研究機関・研究者との交流・交換および資料の交換
8. その他、研究所の目的達成に必要な事業

(研究組織)

第4条 研究所に所員を置き、所員の中から、研究所所長（以下所長という）研究所副所長（以下副所長という）を選出する。

- 2 所員は敬愛大学国際学部所属の専任教員及び本研究所での研究を希望する兼任・兼任教員で構成する。

- 3 研究所には、所長が研究上必要と認めた場合には、研究員（顧問研究員、客員研究員、特別研究員および地域研究員）を置くことができる。
- 4 顧問研究員は、豊富な学識経験を生かし、本研究所の実施する研究活動に対して、高度な専門的知識の供与と指導を行う。
- 5 客員研究員は、大学・研究所またはそれに準ずる機関の研究職にあり、本研究所との共同研究を行う。
- 6 特別研究員は、本研究所の研究活動に対し、特殊な知識・技術・技能をもって協力する。
- 7 地域研究員は、本研究所または研究対象地域およびその周辺に在住し、研究活動に協力する。
- 8 以上その他に、大学院・大学に在学する者は、本研究所の実施する研究活動に、ボランティアとして参加することができる。

(研究所所長)

- 第5条 所長は国際学部専任教員の所員からなる所員会議の決定に基づき、教授会の承認を得て学部長が任命する。
- 2 所長は国際学部専任教員の所員からなる所員会議の議を経て、副所長、研究員を委嘱する。
 - 3 所長は研究所の運営を統括し、研究所を代表する。所長に事故あるときは副所長がこれを代行する。

(所長・副所長の任期)

- 第6条 所長・副所長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 所長が欠けたときは、後任の所長の任期は前任者の残存期間とする。

(所員会議)

第7条 研究所の運営は、国際学部専任教員の所員からなる所員会議において審議決定する。

2 所員会議の運営規程は、別に定める。

(研究所の運営)

第8条 研究所の運営は、所長の下に設置される研究所運営委員会が行う。

2 運営委員の選出方法及び運営規程は、別に定める。

(申請手続)

第9条 第3条第1項・第2項の研究を担当しようとする者および第7項の交流・交換を行おうとする者は、所定の申請書に必要事項を記入し、定められて期日までに所長に提出しなければならない。

2 前項により申請書を提出し助成を認められた者は、費用の援助を受けることができる。

(所員の義務)

第10条 所員は、研究費の収支報告書・研究成果報告書を当該年度末までに所長に提出しなければならない。

(所員の報告義務)

第11条 所長は、所員の研究事項および研究費について学部長に報告しなければならない。

2 所長は、第3条に規程されている事業内容の実施について学部長に報告しなければならない。

(研究成果の発表)

第12条 研究所は、所員の研究成果を発表するために研究所紀要・年報・双書等を刊行する。

(報告書および事業計画書)

第13条 所員は、当該年度の事業経過報告書および次年度の事業計画を学部長に提出しなければならない。

2 事業計画を変更した場合には、前項を適用する。

(予算案・決算の提出)

第14条 所長は、次年度の予算案を作成し学部長に提出しなければならない。

2 所長は、前年度の収支決算書を作成し学部長の承認を得る。

(研究計画および予算の明示)

第15条 所長は、予算案について、学部長の承認を得た後、次年度の研究計画および研究予算を所員に明示する。

(研究所の運営費)

第16条 研究所の運営費は、次の各項に掲げるものを以てこれを充てる。

1 大学予算によって定められた研究所運営費

2 委託研究費

3 寄付金

4 その他の収入

(会計年度)

第17条 研究所の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(図書・資料・機器備品)

第18条 所員が研究費で購入した図書・資料および機器備品は、すべて大学に帰属するものとする。

(改廃)

第19条 この規程の改廃については、所員会議・教授会の議を経て、学部長の承認を得なければならぬ。

(その他)

第20条 本規程に定めなき事項については、本学の諸規程の定めるところによる。

附 則

本規程は、1992年（平成4年）4月1日より
施行する。

附 則

本規程は、2000年（平成12年）1月18日より
施行する。

附 則

本規程は、1993年（平成5年）11月1日より
施行する。

附 則

本規程は、2006年（平成18年）4月1日より
施行する。

附 則

本規程は、1994年（平成6年）7月1日より
施行する。

附 則

本規程は、2008年（平成20年）6月1日より
施行する。

附 則

本規程は、1997年（平成9年）4月1日より
施行する。